

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

利用契約書

○ 契約締結日： 年 月 日

○ 指定特定施設等の表示

名 称 ココファン新小岩

所在地 東京都葛飾区東新小岩 5 丁目 14 番 2 号

(指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所：1372209484 号)

○ 契約当事者の表示

利用者： _____ 印 (署名の場合は押印不要)
(男・女)

(明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)

事業者：住 所 東京都品川区西五反田 2 丁目 11-8

法人名 株式会社学研ココファン

代表者名 代表取締役 森 猛 印

連帯保証人： _____ 印 (署名の場合は押印不要)

住所：

利用者との続柄：

極度額：80 万円

家賃債務保証業者の提供する保証

家賃債務保証業者の提供する保証	所在地：〒 商号 (名称) : 電話番号 : 家賃債務保証業者登録番号 国土交通大臣 () 第 号
-----------------	---

(注) 家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合に、記入します。

この場合、連帯保証人欄への記入は、不要となります。

○ 契約当事者以外の者

契約立会人 (1)： _____ 印 (署名の場合は押印不要)

住所：

利用者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族
(具体的に)
生活支援員・その他
(具体的に)

契約立会人 (2) : _____ 印(署名の場合は押印不要)

住所：

利用者との続柄： 配偶者・身元引受人・家族
(具体的に)
生活支援員・その他
(具体的に)

(前文)

入居者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設等」という。）の利用にあたり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護を利用する要介護者・要支援者（以下「利用者」という。）に対し、指定特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。
- 2 本契約に基づき提供されるサービスの内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。）は、重要事項説明書に添付する『介護サービス等一覧表』に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

- 第2条 本契約の有効期間は、本契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

(運営規程)

- 第3条 事業者は、特定施設ごとに次に掲げる事業の運営について重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めます。
- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務内容
 - 三 入居定員及び居室数
 - 四 指定特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額

- 五 利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する留意事項

(介護保険給付対象サービス)

- 第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、特定施設サービス計画に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。
- 2 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

(介護保険給付対象外サービス)

- 第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第35号第238条第3項第一号、厚生労働省令第37号第182条第3項第一号及び当該省令の解釈通知である老企第52号に定める人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、「要介護認定等に伴う確認書」の書面に定めるものをいいます。

(介護の場所)

- 第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護サービス（以下、「介護等」という。）を、原則として住宅における利用者の居室において提供します。
- 2 事業者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、本契約に基づく提供の場所を住宅内において変更することがあります。
- 3 前項の必要性の判断及び介護等の場所の変更にあたっては、事業者は医師の意見を聴くとともに、利用者の意思を確認します。
- 4 事業者は、第2項による変更後の場所における介護等が長期となり居室の住み替えが必要となった場合で、利用者の居室の権利や利用料に変更を伴う場合には、一定の観察期間を設けると同時に、住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変更、費用負担の増減等について、利用者に説明し、利用者の同意を得ます。

第二章 介護サービスの内容確認とその手続き

(地域との連携等)

- 第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体を実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(要介護認定等に伴う確認)

- 第8条 事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を利用者に交付します。
- 一 要介護認定の内容及びその認定日、有効期間
 - 二 認定審査会の意見
 - 三 市町村により確定されたその他の重要な事項
- 2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。
- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払いについて、介護保険法等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するか、又は、償還払いを希望するかの確認
 - 二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に対して支払うべき費用の内容及び額への同意

- 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項料金や支払方法等が変更された場合の同意

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

- 第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成します。
- 2 前項の原案又は変更案は、利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

第三章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

- 第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た入居者、入居者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。
- 3 利用者は、事業者がサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いることに同意します。事業者は利用者の家族及び身元引受人から予め個人情報使用同意書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

第四章 サービス料金の支払い

(サービス利用料金)

- 第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要介護認定等に伴う確認（本契約第8条）及び「特定施設サービス計画」（本契約第9条）に基づき支払うものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

- 第12条 本契約第8条第2項第一号に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は利用者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。
- 2 本契約第8条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、利用者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合、事業者は、住宅の所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

- 第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。
- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

- 第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

(連帯保証人)

第15条 利用者は、契約時に連帯保証人を定めるものとする。

- 2 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の一切の債務を、極度額80万円の範囲内で、負担するものとする。
- 3 利用者は、第1項に規定する丙に前項の債務を履行するのに支障が生じたときは、直ちに事業者はその旨を届け出るとともに、事業者の承認を得て新たに連帯保証人を定めるものとする。
- 4 連帯保証人は、住所を変更したときは直ちにその旨を甲に届けるものとする。
- 5 事業者の連帯保証人に対する履行請求は、民法458条及び民法441条の規定に関わらず、利用者に対しても効力を有するものとする。
- 6 本契約の定めに関わらず、家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、事業者及び利用者は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければならない。

第五章 契約の終了

(契約の終了事由)

第16条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設生活介護の利用契約者が、自立に認定変更された場合
但し、入居者は生活支援サービス契約の締結を選択できる。
- 二 住宅の入居契約が終了した場合
- 三 住宅が介護保険法令等に基づく指定特定施設等の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第17条又は第18条に基づき本契約が解除又は解約された場合

(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

- 一 一定の観察期間をおくこと。
 - 二 医師の意見を聴くこと。
 - 三 契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと。
 - 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
- 3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し、その支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90日の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。

(利用者からの中途解約)

第18条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に書面（退去届）により通知するものとします。

(精算)

第19条 第16条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が、既の実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日の翌月末日に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

第六章 苦情対応

(苦情対応)

- 第20条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。
- 2 利用者は、事業者が本契約に基づき提供したサービスに関して、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。
 - 3 事業者は、前2項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

第七章 その他

(協議事項)

- 第21条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

- 第22条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

要介護認定等に伴う確認書

「特定施設入居者生活介護等利用契約書（以下、「本契約」という。）」第8条に基づき、次の事項を確認します。
この書面は、市町村による要支援認定又は要介護認定（以下、「要介護認定等」という。）の確定・変更等についての内容を確認する目的と、これにより利用者が負担することになる料金の目安等を確認する目的で作成されています。

1. 本確認書の当事者の確認

利用者名：_____（介護保険被保険者番号：_____）

事業者名：株式会社学研ココファン

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所名：ココファン

東京都指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所：1372209484 号

2. 市町村による要介護認定等の決定内容

介護保険制度による要介護認定等の決定は次の内容でした。

- ① 要介護認定等の決定された日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ② 上記の要介護認定等の内容（該当するものを○で示します）：
（要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5）
- ③ 上記の要介護認定等の有効期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ④ 上記の要介護認定等に伴う認定審査会の意見：
- ⑤ その他の重要な事項：

○利用者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的な介護サービスの内容は、本書の確認とは別に、入居者との協議とその合意に基づき決定される「特定施設等サービス計画」によるものとします。

○特定施設等サービス計画の作成・変更や内容の説明等については、利用者の希望に応じていつでも対応いたします。

3. 利用者が締結する利用契約の種別

（ ☐ 特定施設入居者生活介護・☐ 介護予防特定施設入居者生活介護 ）

4. 利用者の介護サービスに関する料金内容等の目安

(1) 利用者の介護サービス利用についての負担金額（30日利用の場合の目安）

① 指定特定施設等の介護保険給付費

・別紙 料金表 参照

② 「介護保険給付対象外サービス部分」の考え方

- ・当ホームでは、要介護者3.0名に対して週40時間換算で常勤換算1名以上の職員により介護を行っています。
- ・利用者の個別的な選択による介護サービス利用料は、重要事項説明書「介護サービス等の一覧表」をご覧ください。
- ・内容を説明し利用者の同意を得ます。
- ・おむつ代は、個人負担です。
- ・消費税は、課税されます。金額は総額表示です。

(2) 利用料金の支払い方法

上記の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、翌月20日までに明細をそえてご請求します。

支払については、入居者の指定銀行口座より自動引き落としをします。引き落とし日は利用月の翌月27日です。

（金融機関休業日は翌営業日）

5. 要介護認定等に伴う入居者への介護サービスに関する確認内容

① 「介護保険による介護費」の支払方法について（どちらかを選択してください）

- ☐ 「法定代理受領」を選択し、事業者に対し1割（乃至2割、または3割）負担のみを支払う。
- ☐ 「償還払い」を選択し、事業者に対し10割全額を支払い、市区町村への請求を行う。

② 本契約に基づくサービスの利用に関する利用料金や支払方法について（どちらかを選択してください）
【 ☐ 同意する ☐ 同意しない 】

③ その他の確認事項：

上記の内容について、説明を受け、同意しましたので表題部に記名押印または署名のうえ、交付を受けました。